

出雲エネルギーセンター建設工事に関する協定書の 履行にあたっての覚書

平成12年12月26日付けで発注者出雲市外6市町広域事務組合（以下「甲」という。）と請負者日立製作所・パブコック日立特定建設工事共同企業体代表者株式会社日立製作所（以下「乙」という。）が締結した「（仮称）出雲エネルギーセンター建設工事請負契約書」（以下「契約書」という。）第5項に定める協定書（以下「協定書」という。）第5条第2項の規定により、下記条項を各々誠意を持って履行することを確認し、本覚書を取り交わす。

記

（工事完成及び性能保証の遵守）

第一条 出雲エネルギーセンター（以下「センター」という。）の工事完成は、協定書第5条第1項に規定する平成14年11月30日までとするが、乙は、それ以後やむを得ざる処置として安全確認のための試験稼動を行なう場合においても、遅くとも平成15年2月1日からはセンターにおいてごみ全量（概ね1日160トン）を受け入れ、発注仕様書第1章第6節に規定する性能試験を行い、契約書第3項に規定する工期内に所定の性能が確認されたことを甲に補償しなければならない。

（センターの引渡し）

第二条 乙は契約書第3項に規定する工期に基づき、平成15年3月20日までに外構工事等を含め、すべての工事を完了し、甲に引き渡すものとする。

（試験稼動期間中のごみ処理対策）

第三条 第1条に定めるセンターの試験稼動期間中、甲がセンターで行うごみ処理は、平田市、斐川町及び佐田町のごみ並びに太田市外2町広域行政組合および飯石郡町村事務組合から受託したごみ、更に、出雲市、多伎町、湖陵町及び大社町の直接搬入ごみを対象とする。ただし、当該ごみの内、小動物については、乙が神西清掃工場に搬入し、甲が処理するものとする。

2 出雲市、多伎町、湖陵町及び大社町の収集ごみについては、甲が引き続き神西清掃工場で処理するものとし、その際、乙は、平成14年11月30日までに、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法売り津第105号）（以下「法」という。）に定められた新基準値を保証する所定のダイオキシン抑制に関する対策を実施し、この結果を当日までに甲に示さなければならない。

3 前項の結果、法に定められたダイオキシンの新基準値の遵守が確認できないときは、神西清掃工場においてごみの処理はできないものとする。

4 試験稼動期間中に、やむを得ずセンターで発生する炭化物を一時保管する際は、乙は万全な対策をとるものとする。

ただし、乙は、当該炭化物の処理及び一時保管に要するすべての施設設備の復元・撤去を、平成15年2月28日までに履行しなければならない。

（経費の負担）

第四条 試験稼動期間中におけるごみ処理に要する経費は、別紙により、事前準備経費を含め、全て乙が負担するものとする。

（その他）

第五条 この覚書に定めがないことが生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、後日の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上各自 1 通を保有する。

平成 14 年 11 月 28 日

甲 発注者 出雲市外 6 市町広域事務組合
理事会代表理事 西尾 理弘

乙 請負者 日立製作所・パプコック日立特定建設工事共同企業体
(代表者) 東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地
株式会社 日立製作所
取締役社長 庄 山 悦 彦

< 別紙 >

【乙の経費負担】

1. 神西清掃工場でのごみ処理に要する経費
 - (1) ダイオキシン対策に要する施設の整備費及び撤去費
 - (2) 運転経費
2. 炭化物一時保管に要する経費
 - (1) 保管に要するセンターの改造費及び復元費
 - (2) 保管に要する施設設備の整備費及び撤去費
 - (3) 保管及び処理に要する経費(炭化物の抜出、運搬、溶融処理等)
3. 小動物の処理に要する経費
4. その他必要な経費